

令和6年度 宮城県NPO等による 心の復興支援事業補助金のお知らせ

1 目的

本事業は、国の被災者支援総合交付金を活用して、東日本大震災による本県の被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持ち安定的な日常生活を営むことができるよう、支援団体等による心の復興事業の実施に対し支援するものです。

なお、本事業は国が定めた「被災者支援総合交付金交付要綱」中の心の復興事業の取組支援に合致するものとします。

2 対象事業

(1) 本県の被災者が主体的に参画し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。

(2) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。

(3) 継続して実施される事業であること。

なお、「継続して実施」とは、単発のイベント実施等ではなく、補助対象期間内に、被災者が継続的に参加できる事業や、複数年にわたり事業計画を立てている事業を実施することを指します。

(4) 被災者のニーズに対応した事業であること。

(5) 事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。

(6) 「被災者支援総合交付金」を財源とする行政による他の補助事業により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。

(7) 主たる活動地域の所在する市区町村の担当課等との連絡調整を事前に行っている事業であること。

<取組事例>

被災地のまちづくりの
イメージを作成する
ワークショップの開催

幅広い世代の参画を
得て、被災地の現状等
について理解を得る
ための交流会の開催

被災地の若者が中核
となって、地域の将来
を見据えた地域
活性化イベントの開催

災害公営住宅自治会
や町内会と連携し、
参加者も演奏・歌唱を
行う体験型交流
コンサートの開催

災害公営住宅の
近隣の休耕地などで
農作業を行い、収穫物
で地域住民との
交流会の開催

3 対象者

- (1) NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織
- (2) (1)に掲げる団体等及び地方公共団体を構成員に含む協議体

4 補助率

本事業による補助を

- (1) 受けたことのない取組実施主体における補助率 …9/10以内
- (2) 1年度受けたことのある取組実施主体における補助率 …8/10以内
- (3) 2年度以上受けたことのある取組実施主体における補助率 …7/10以内

5 補助額

本事業による補助を

- (1) 受けたことのない取組実施主体における補助上限額 …180万円
- (2) 1年度受けたことのある取組実施主体における補助上限額 …160万円
- (3) 2年度以上受けたことのある取組実施主体における補助上限額 …140万円

※効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上限額に知事が認めた額の加算が可能
(上記(1)は135万円、(2)は120万円、(3)は105万円)

6 募集期間

令和6年3月22日(金)から令和6年4月25日(木)午後5時まで【必着】

7 応募方法

下記の間合せ先に持参いただくか、
電子メールでもご提出いただけます。
詳細は県HPでご確認ください。



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kokoronofukkoujigyoyou.html>

8 問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班
電話:022-211-2576
E-mail:kyoshan@pref.miyagi.lg.jp